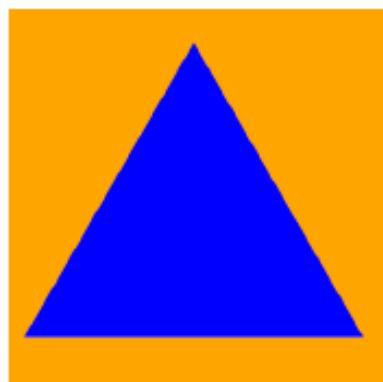
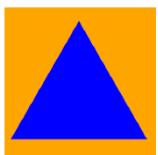


弘前市国民保護計画

(平成23年変更)



弘 前 市



※表紙のマークは、民間防衛を行う人を識別するための国際的な特殊標章です。
このマークは、ジュネーヴ諸条約追加議定書Ⅰに規定されており、民間防衛団体、その要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するためのものです。
デザインはオレンジ色地に青の正三角形の図案となっています。

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
9 本市の特性を踏まえた国民保護措置の実施に係る特別な配慮	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 市の事務	6
2 弘前地区消防事務組合消防本部の事務	6
3 関係機関等の連絡先、連絡方法等	6
第4章 市の地理的、社会的特徴	7
1 位置・地勢	7
2 気候	8
3 人口分布	9
4 道路の位置等	9
5 鉄道の位置等	10
6 自衛隊施設	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	11
1 武力攻撃事態	11
2 緊急対処事態	13
第2編 平素からの備えや予防	14
第1章 組織・体制の整備等	14
第1 市における組織・体制の整備	14
1 市の組織・体制の整備	14
2 市職員の収集基準等	19
3 市国民保護協議会条例等	19
4 消防機関の体制	21
5 国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2 関係機関との連携体制の整備	22
1 基本的考え方	22

2	県との連携	23
3	近接市町村との連携	23
4	指定公共機関等との連携	23
5	ボランティア団体等に対する支援	24
第3	通信の確保	24
1	非常通信体制の整備	24
2	非常通信体制の確保	24
3	県及び市の通信	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	25
1	基本的考え方	25
2	警報等の伝達に必要な準備	26
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	27
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	31
第5	研修及び訓練	32
1	研修	32
2	訓練	32
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	34
1	避難に関する基本的事項	34
2	避難実施要領のパターンの作成	35
3	救援に関する基本的事項	35
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5	避難施設の指定への協力	36
6	生活関連等施設の把握等	36
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	37
1	市における備蓄	37
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	37
第4章	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護措置に関する啓発	39
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第3編	武力攻撃事態等への対処	40
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	40
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	40
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	42
第2章	市対策本部の設置等	43
1	市対策本部の設置	43
2	市対策本部の組織構成及び機能等	44
3	市対策本部長の権限	46
4	市対策本部の廃止	47
5	通信の確保	47
第3章	関係機関相互の連携	48
1	国・県の対策本部との連携	48
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	48
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	48

4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	4 9
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 0
6	市の行う応援等	5 0
7	ボランティア団体等に対する支援等	5 0
8	住民への協力要請	5 1
第4章	警報及び避難の指示等	5 2
第1	警報の伝達等	5 2
1	警報の内容の伝達等	5 2
2	警報の内容の伝達方法	5 2
3	緊急通報の伝達及び通知	5 3
第2	避難住民の誘導等	5 3
1	避難の指示の通知・伝達	5 4
2	避難実施要領の策定	5 4
3	避難住民の誘導	5 7
4	事態の類型等に応じた留意事項	6 0
第5章	救援	6 2
1	救援の実施等	6 2
2	関係機関との連携	6 2
3	救援の内容	6 3
第6章	安否情報の収集・提供	7 0
1	安否情報の収集・提供システムの利用	7 0
2	安否情報の収集	7 0
3	県に対する報告	7 1
4	安否情報の照会に対する回答	7 1
5	安否情報の収集及び提供に関する留意事項	7 2
6	日本赤十字社に対する協力	7 2
第7章	武力攻撃災害への対処	7 5
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方等	7 5
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 5
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 5
第2	応急措置等	7 5
1	退避の指示	7 6
2	警戒区域の設定	7 7
3	応急公用負担等	7 7
4	消防に関する措置等	7 8
第3	生活関連等施設における災害への対処等	7 9
1	生活関連等施設の安全確保	7 9
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 0
第4	N B C攻撃による災害への対処等	8 0
1	N B C攻撃による災害への対処の基本	8 1
2	対処の具体的措置等	8 1
第8章	被災情報の収集及び報告	8 4
1	被災情報の収集	8 4
2	被災情報の報告	8 4

第9章 保健衛生の確保その他の措置	85
1 保健衛生の確保	85
2 廃棄物の処理	85
第10章 国民生活の安定に関する措置	87
1 生活関連物資等の価格安定	87
2 避難住民等の生活安定等	87
3 生活基盤等の確保	87
第11章 特殊標章等の交付及び管理	88
1 特殊標章等	88
2 特殊標章等の交付及び管理	89
3 特殊標章等に係る普及啓発	89
第4編 復旧等	90
第1章 応急の復旧	90
1 基本的考え方	90
2 公共的施設の応急の復旧	90
第2章 武力攻撃災害の復旧	91
1 国における所要の法制の整備等	91
2 市が管理する施設及び設備の復旧	91
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	92
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	92
2 損失補償及び損害補償	92
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	92
第5編 緊急対処事態への対処	93
1 緊急対処事態	93
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	93

用語の意義

この計画で使用する用語の意義は、次のとおりです。

あ	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害等により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（行方不明者の情報は含まれない。）
え	N B C 攻撃	核（N : Nuclear）・生物（B : Biological）・化学（C : Chemical）兵器による攻撃の総称
お	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。
き	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの
	基本指針	政府が、国民保護法第32条の規定に基づき、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画を作成する際の基準となるもの
	救援物資	救援の実施に当たって必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）
	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じた手段を用いて多数の人を殺傷する行為が生じた事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のために措置の実施に当たって必要な物資及び資材
	国民保護業務計画	国民保護法第36条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が、その業務に関し、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関する定める計画。作成後は、指定公共機関は内閣総理大臣へ、地方公共機関は知事への報告が必要
こ	国民保護計画	国民保護法第33条（指定行政機関）、第34条（都道府県国民保護計画）及び同法第35条（市町村国民保護計画）に定められている、武力攻撃事態等の発生時に国民を保護するための措置を実施することに備えて、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関する政府の定める基本指針に基づき、地方公共団体等が作成しておく計画
	国民の保護のための措置（国民保護措置）	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。たとえば、国、県、市町村及び関係機関が実施する国民の避難及び救難等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他の国民の保護のために実施される全ての措置をいう。
	国民保護法	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号）をいう。
さ	災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。
し	自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
	事態対処法	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号）をいう。
	指定行政機関	事態対処法第2条第4号の規定により、政令で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省の29機関

	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第6号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されたもの。平成18年3月31日現在163機関が指定されている。
	指定地方行政機関	事態対処法第2条第5号の規定により、政令で指定された指定行政機関の地方機関で、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局等の26地方機関
し	指定地方公共機関	国民保護法第2条第2項の規定により、都道府県知事が指定する当該都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人及び地方道路公社。青森県では、社団法人青森県医師会、青森ガス株式会社、八戸ガス株式会社、弘前ガス株式会社、十和田ガス株式会社、五所川原ガス株式会社、黒石ガス株式会社、十和田観光電鉄株式会社、弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、南部バス株式会社、下北交通株式会社、弘南バス株式会社、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森、社団法人青森県エルピーガス協会、社団法人青森県トラック協会、青森県道路公社が指定されている。
せ	生活関連等施設	国民保護法第102条及び政令で定められた施設をいい、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のこと。例：浄水施設、ダム、大規模な危険物質等取扱所、発電所、駅、空港等
た	対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態対処法第9条に基づき、政府がその対処に関して定める基本的な方針
た	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止に至るまでの間に指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が法律の規定に基づいて実施することで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などを指す。
	ダーティボム	核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与えることを目的とするもの
と	トリアージ	傷病者の緊急度や重症度に応じ治療（搬送）の優先順位を決定すること。
と	特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
ひ	避難経路	避難道路、鉄道、海路、空路等の避難に要する交通路等の経路
ひ	避難実施要領	知事から避難の指示を受けた市町村長が、国民保護計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法など、避難の具体的な内容を定めるもので、当該要領を定めたときは、その内容を住民へ伝達し、関係機関へ通知する。
ふ	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
ふ	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。
ふ	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
ふ	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
ふ	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び青森県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市は、市国民保護計画について、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、弘前市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たって、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等において、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たって、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの特に災害上の配慮を要する者（以下「災害時要援護者」という。）の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たって、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分配慮する。

9 本市の特性を踏まえた国民保護措置の実施に係る特別な配慮

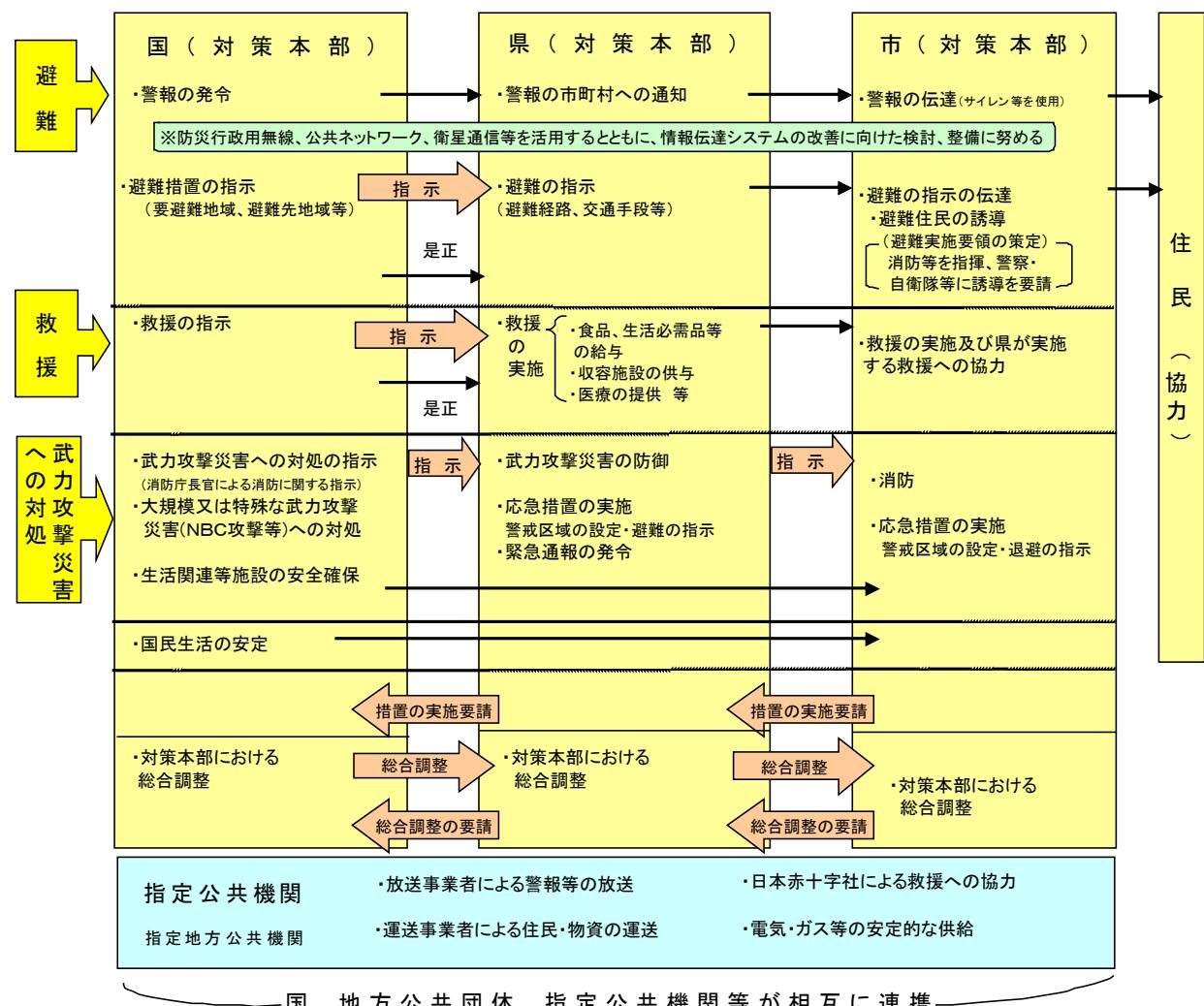
市は、次に掲げる本市の地理的及び社会的特性を踏まえつつ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるように、平素から必要な体制の整備に努める。

- (1) 積雪寒冷地であること。
- (2) 陸上自衛隊の施設が配置されていること。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



1 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
弘前市	<p>1 市国民保護計画の作成</p> <p>2 市国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織の整備、訓練</p> <p>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

2 弘前地区消防事務組合消防本部の事務

- (1) 市国民保護計画の作成への協力
- (2) 市国民保護協議会への参加
- (3) 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部への参加
- (4) 市等の実施する訓練への協力及び参加
- (5) 市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（救助・救急を含む。）
- (7) 被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施

3 関係機関等の連絡先、連絡方法等

指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等関係機関並びに町会等の連絡先、連絡方法等については、弘前市国民保護計画資料編（以下「資料編」という。）に記載する。

（参考） 関係機関連絡先 【資料編 1】

第4章 市の地理的、社会的特徴

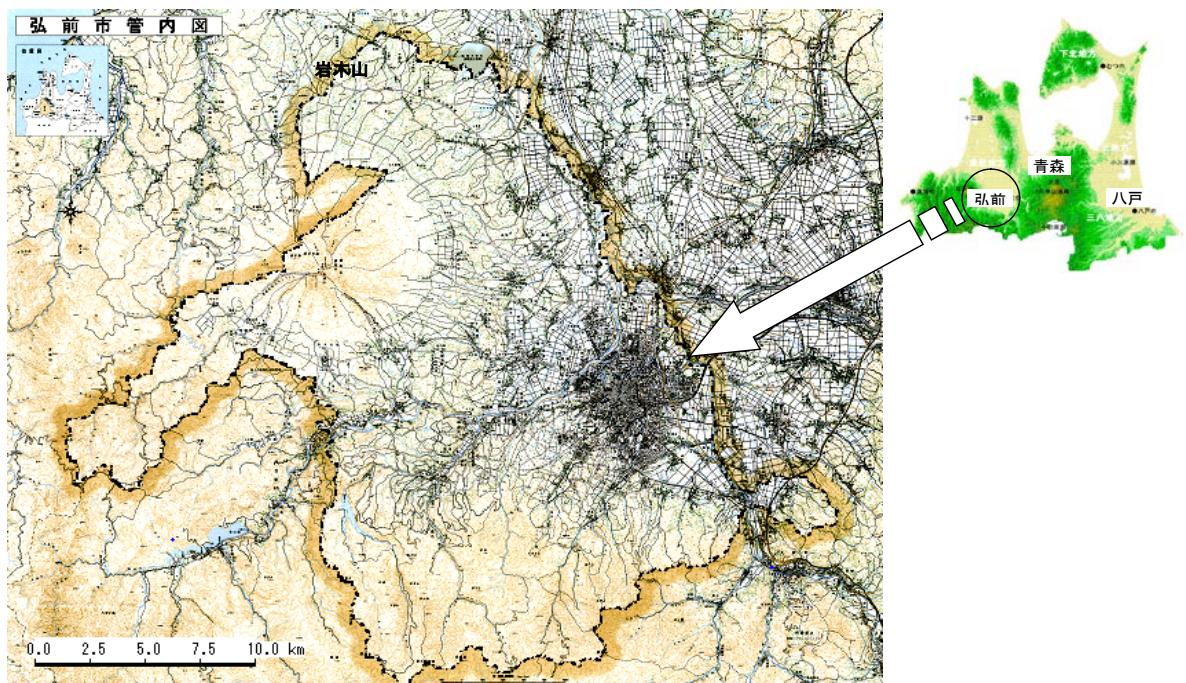
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置・地勢

本市は、青森県の西南部、津軽平野のほぼ南端に位置し、総面積 524.12 km²の内陸型地形で、北はつがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町・鶴田町に、東は平川市、南津軽郡大鰐町・藤崎町・田舎館村に、西は中津軽郡西目屋村に、南の一部は秋田県大館市に接している。東に奥羽山脈の八甲田連峰を望み、西に「津軽富士」と呼ばれる青森県最高峰の岩木山を有し、南には秋田県にまたがり世界遺産に登録されている白神山地が連なる。

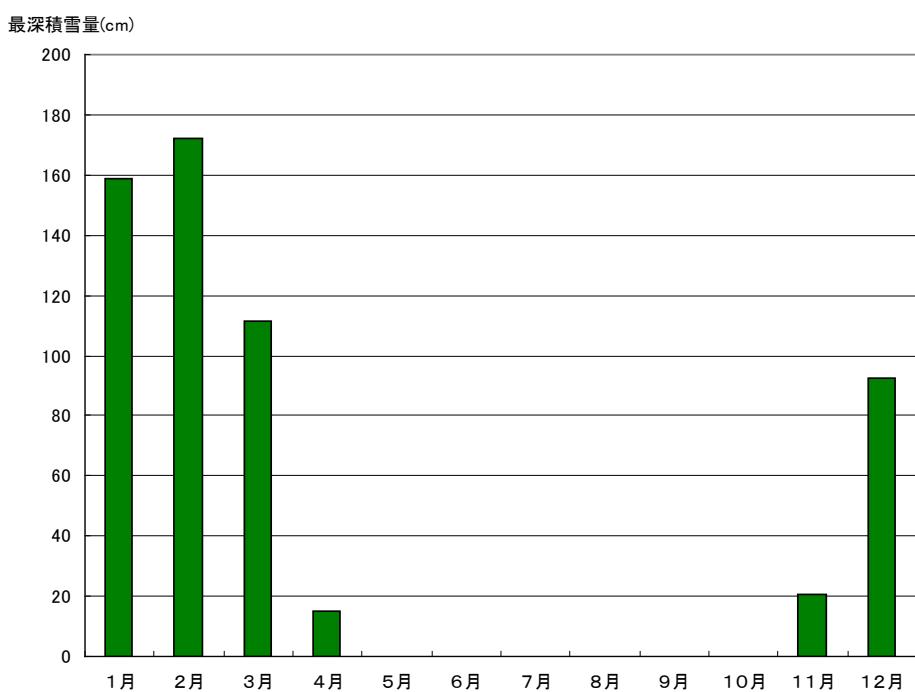
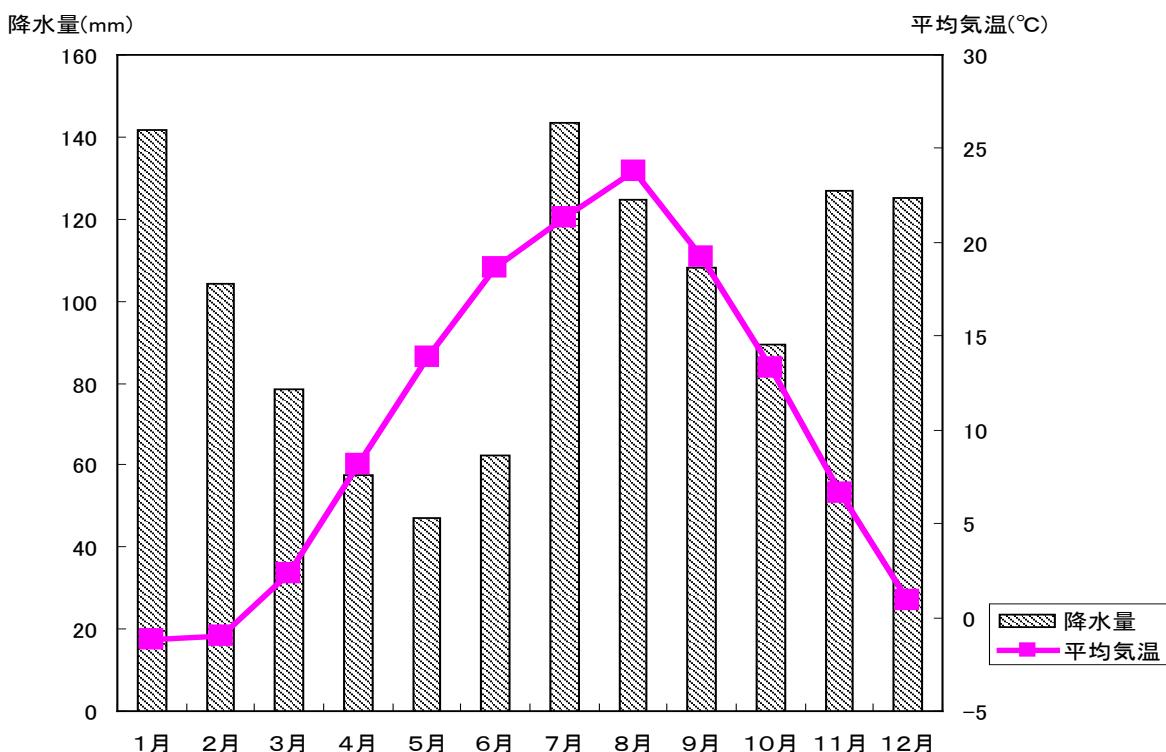
平野部においては、白神山地に源を発し、十三湖を経て日本海に注ぐ県内最大流域面積の一級河川岩木川が約 30 kmにおよび緩やかに北流している。この岩木川には、平川・浅瀬石川が合流し、その流域の肥沃で広大な津軽平野は、県内屈指の穀倉地帯を形成する。また、平野周辺部の小高い丘陵地帯には、青森県の基幹作物であるりんごの約 4 割を生産する樹園地が 85.44 km²にわたって広がっており、緑豊かな自然景観の形成にも寄与している。

位置	極 東	140° 36'
	極 西	140° 09'
	極 南	40° 28'
	極 北	40° 45'



2 気候

本市の気候は、概して夏が短く冬が長い、いわゆる日本海型気候に属しており、冬は北西の季節風が強く、また雪の日が多く積雪量も多い。しかし、日本海を北上する対馬海流が海岸地帯に暖気をもたらすため太平洋側よりも暖かく、また、夏は冷涼な北東風（やませ）の影響はあまりない。三方を山に囲まれていることもあり、盆地的地形の中にあるため、夏と冬の気温差が大きいなど内陸型の様相を呈している。



※平成17年から平成21年までの平均値

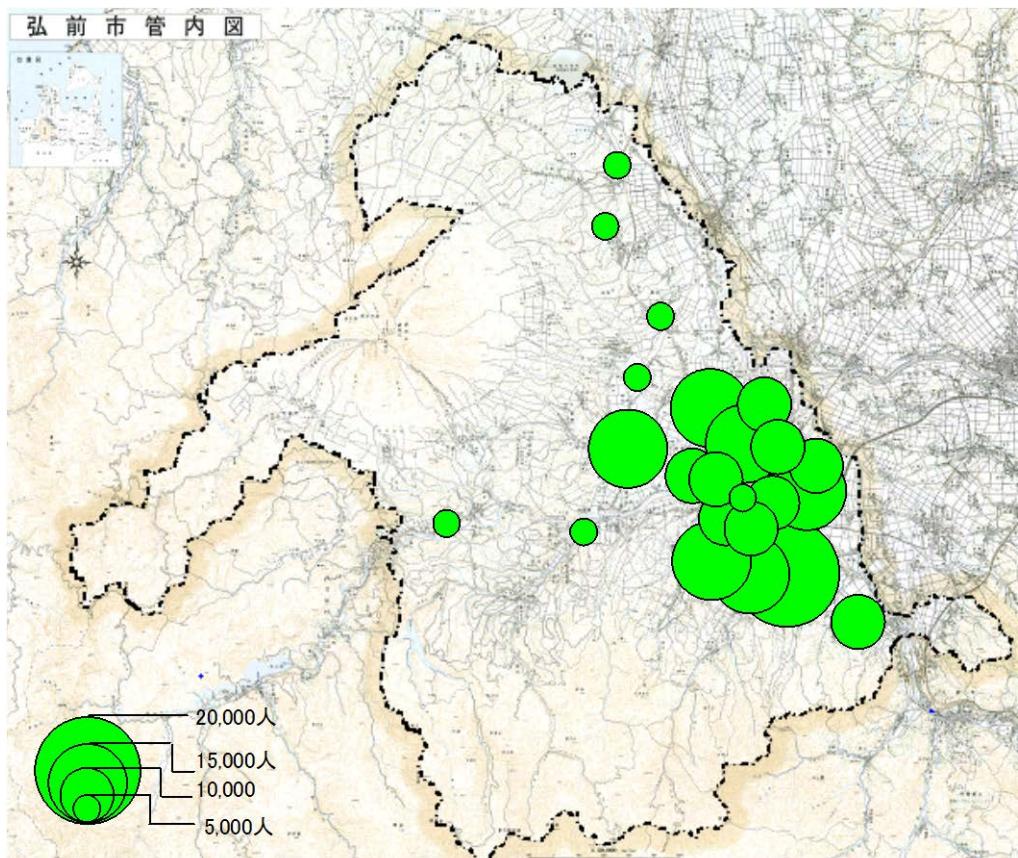
（青森地方気象台：気象月報）

3 人口分布

本市の人口は約18万4千人（住民基本台帳、平成22年3月31日現在）であり、そのうち市の南東部の2つの地区（広野二丁目、取上二丁目、取上五丁目、大清水一丁目を含む地区と城南一丁目、清水森、小栗山を含む地区）に特に人口が多い。

一方、大字別にみると、和徳町、宮園四丁目、富士見町、小沢、新里、城南一丁目、小栗山、鬼沢、石川、高屋、湯口の人口が多い。

（参考） 弘前市の町名別人口・世帯数【資料編 10】



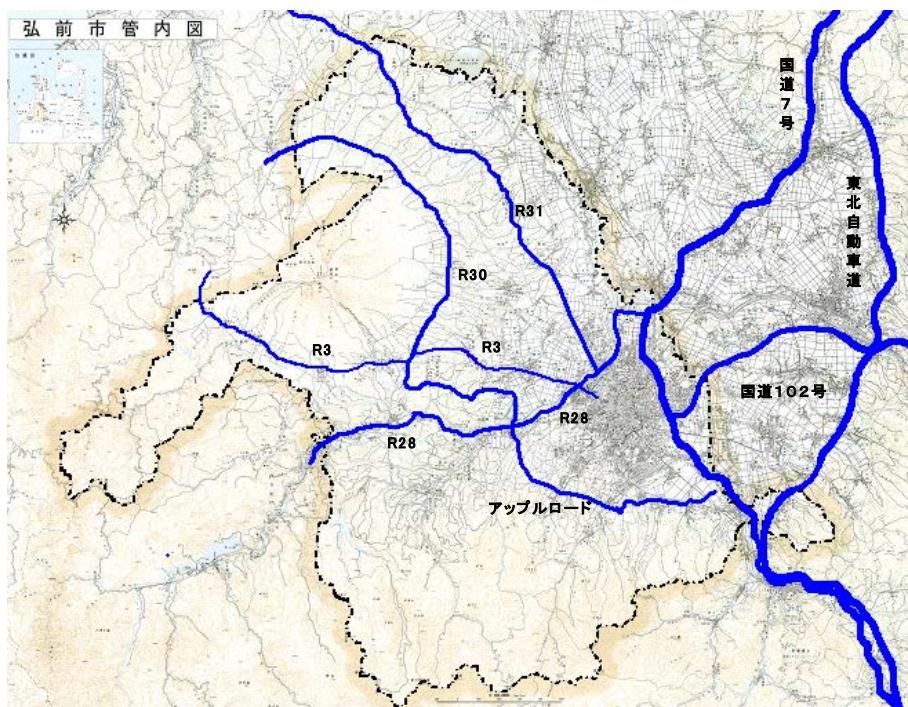
（住民基本台帳 平成22年3月31日現在）

4 道路の位置等

本市の交通体系は、東北縦貫自動車道弘前線が石川地区を縦断しており、大鰐弘前インターチェンジを介して市街地に接続している。

市内の主要道路としては、国土交通省が管理する国道7号と県が管理する国道102号の2つの一般国道のほか、主要地方道9路線、一般県道16路線などがあり、基幹道路としてのネットワークを形成している。

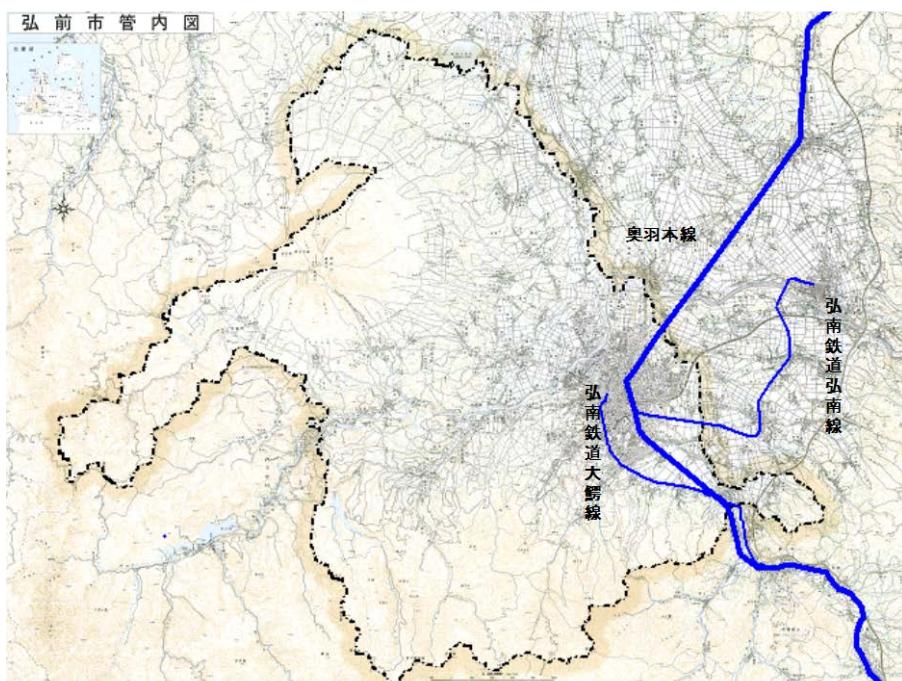
国道7号は本市の東側を南北に延びて、南津軽郡大鰐町から本市へ、途中平川市を経て再び本市へ入り南津軽郡藤崎町及び青森市方面へと繋がっている。国道102号は本市を起点に、平川市、南津軽郡田舎館村、黒石市方面へと延びている。



5 鉄道の位置等

東日本旅客鉄道株式会社の奥羽本線が市の東部を縦貫しており、弘前駅のほか、撫牛子駅、石川駅が設けられている。

弘南鉄道株式会社の路線は2本あり、弘南線は奥羽本線弘前駅と黒石市を、大鰐線は市中心部と大鰐町をそれぞれ結んでいる。



6 自衛隊施設

自衛隊施設は、陸上自衛隊第39普通科連隊等が、弘前駐屯地に配置されている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

これらの4類型の特徴及び留意点は、基本指針において次のとおり示されている。

(1) 着上陸侵攻

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はN B C 弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○ 通常弾頭の場合には、N B C 弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、電気、ガス、水道等の施設が目標となることもあり得る。 ○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
-----	--

留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
-----	--

2 緊急対処事態

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 原子力事業所等の破壊
 - イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ウ 危険物積載船への攻撃
 - エ ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
 - イ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、防災に関する体制を活用しつつ、以下のとおり、市の組織・体制の整備、職員の参集基準等について定める。

1 市の組織・体制の整備

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から次に掲げる事務分担に基づき、体制の整備を行うものとする。

(1) 市の事務分担

部局名	課室名	事務分担
市民環境部 企画部	防災安全課 企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する組織の整備に関すること。 ・国民保護に関する備蓄、訓練、啓発等に関すること。 ・市国民保護措置の総括に関すること。 ・市国民保護対策本部に関すること。 ・県、他市町村、消防、警察等との連絡調整に関すること。 ・自衛隊の派遣要請の求めに関すること。 ・避難実施要領の策定及び避難の指示の内容の伝達に関すること。 ・退避の指示に関すること。 ・警報、緊急通報の内容の伝達及び警戒区域の設定に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ・危険物質等の保安対策に関すること。 ・被災情報、安否情報の総括整理及び提供等に関すること。 ・特殊標章等の交付等に関すること。 ・運輸通信（鉄道、バス、電話、郵便）、電力、ガス関係の連絡調整に関すること。 ・消防団、自主防災組織の連絡調整、支援に関すること。 ・その他企画部分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
企画部	政策推進 秘書課 企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の連絡調整に関すること。 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・被災地の調査及び視察のため来弘した国会議員及び政府、県関係者等の応接に関すること。

第2編 平素からの備えや予防

企画部	総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護関係の予算その他財政に関すること。 ・不服申立て、訴訟等に関すること。 ・出張所との連絡調整に関すること。
	出張所	<ul style="list-style-type: none"> ・出張所区域における被災状況報告及び被災者の調査に関すること。 ・出張所区域における初動及び応急措置に関すること。 ・総務財政課の指示事項の処理に関すること。 ・登、帰庁が困難な職員の収容場所の設置及び運営に関すること。 ・市国民保護対策本部長が指示する部の応援に関すること。
	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の応援に関すること。 ・情報通信手段の確保（インターネット、LGWAN等）
	広聴広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報に関すること。 ・写真等による情報の記録、収集等に関すること。 ・広聴活動に関すること。
総務部	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関すること。 ・職員の活動支援、安否、補償等に関すること。 ・市国民保護対策本部要員及び消防団員等の応援者に対する給食に関すること。 ・その他総務部事務分掌のうち国民保護措置に関すること。
	管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置等物品の調達に関すること。 ・市の所有に属する財産、車両等の管理等に関すること。 ・市役所仮庁舎、現地対策本部の設置、移転等に関すること。 ・電話の確保及び臨時電話の架設に関すること。 ・市有財産の応急利用に関すること。 ・庁舎及び他の所管に属さない市有財産の被害状況の調査及び応急措置に関すること。
	市民税課 資産税課 収納課	<ul style="list-style-type: none"> ・市税に関すること。 ・人、住家等の被害実態調査及び調査の作成に関すること。
	検査室	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の応援に関すること。
市民環境部	市民との協働推進 市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・町会その他市民組織の連絡調整、支援に関すること。 ・人権の擁護に関すること。 ・被災地域における特別交通規制の連絡調整に関すること。 ・その他市民環境部分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報に関すること。 ・写真等による情報の記録、収集等に関すること。 ・広聴活動に関すること。
	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集、提供等に関すること。 ・戸籍、住民登録、外国人登録等に関すること。 ・死体の収容、安置及び埋葬に関すること。

第2編 平素からの備えや予防

	環境政策課 環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に関すること。 ・し尿の処理に関すること。 ・防疫活動に関すること。 ・井戸水等飲料水の消毒浄化に関すること。 ・水質汚濁等公害防止に関すること。 ・清掃活動の実施に関すること。 ・ごみ、し尿処理施設に関すること。 ・斎場、墓地公園の被災情報の収集、被害調査及び応急措置に関すること。
	被災地支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の支援など
	福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者（障害者、高齢者）の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・社会福祉施設（障害者、高齢者）の被害調査及び応急措置に関すること。 ・ボランティアの活動対策に関すること。 ・義援金の受付及び配分に関すること。 ・他課に属さない生活支援及び保護に関すること。 ・その他健康福祉部分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者（乳幼児等）の保護に関すること。 ・社会福祉施設（保育所園、児童館等）の被害調査及び応急措置に関すること。 ・保育所園児の安全確保及び応急保育に関すること。 ・救援物資の供給計画及び受入、保管並びに配給に関すること。 ・被災者に対する応急給食等に関すること。 ・被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。
健康福祉部	生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・運送の計画、手配、運営（避難住民）に関すること。 ・避難の誘導と避難に必要な輸送力の把握に関すること。 ・避難所の設置及び収容、管理に関すること。 ・生活保護及び法外援護に関すること。
	国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の応援に関すること。
	介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設（介護施設）の被害調査に関すること。 ・部内の応援に関すること。
	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴施設の確保、提供に関すること。 ・食品衛生等に関すること。 ・有毒物質等の保安対策に関すること。 ・医療救護活動の実施に関すること。 ・負傷者の応急措置に関すること。 ・救護所の開設に関すること。 ・弘前市医師会及び医療機関の協力に関すること。 ・被災者の保健衛生に関すること。

第2編 平素からの備えや予防

		<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の被害調査に関すること。 ・医療救援隊との連絡調整に関すること。 ・医薬品、衛生材料の調達に関すること。
農林部	農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林関係被災者の救済対策に関すること。 ・農林業関係の被災情報の収集及び被害調査の総括に関すること。 ・農産物（りんご課の所管を除く。）及び関連生産施設の被害調査並びに応急措置に関すること。 ・家畜及び畜産施設の被害調査並びに家畜の防疫及び応急措置に関すること。
農林部	農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁業関係の被害調査及び応急措置に関すること。 ・その他農林部の分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
	りんご課	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物及び関連生産施設の被害調査並びに応急措置に関すること。
商工観光部	農村整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設の被害調査及び応急措置に関すること。 ・林産物、林業施設の被害調査及び応急措置に関すること。 ・農地及び農業用施設の応急措置並びにこれらの応急措置に係わる関係機関との連絡調整に関すること。
	商工労政課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の就職支援に関すること。 ・運送の計画、手配、運営（物資）に関すること。 ・商工業関係の被害調査及び応急措置に関すること。 ・生活必需品の需給調整に関すること。 ・その他商工観光部の分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
工観光部	観光物産課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の被害調査及び応急措置に関すること。 ・観光客（外国人を含む。）に対する安全確保に関すること。
	公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の被害調査及び応急措置に関すること。 ・部内の応援に関すること。
	国際広域観光課 弘前城築城400年祭推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の指示する部の応援に関すること。
建設部	土木課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋りょう等の被害調査に関すること。 ・その他建設部分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
	道路維持課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋りょう等に対する応急措置に関すること。 ・応急措置用資機材に関すること。 ・障害物の除去に関すること。
	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の被害調査及び応急措置に関すること。 ・公共建築物の被害調査並びに応急措置に係る関係機関との連絡調整及び技術支援に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・応急措置用建築資材の確保に関すること。

第2編 平素からの備えや予防

	建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること。 ・被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定すること。
都市整備部	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・施工中の街路事業等所管事業の被害調査及び応急措置に関すること。 ・所管事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他都市整備部分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
	区画整理課	<ul style="list-style-type: none"> ・施工中の区画整理事業等所管事業の被害調査及び応急措置に関すること。 ・所管事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。
	スマートシティ推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の応援に関すること。
岩木総合支所及び相馬総合支所	総務課 民生課	<ul style="list-style-type: none"> ・各部と連携した支所内の事務に関すること。 ・支所区域における被害発生の状況報告及び被災者の調査に関すること。 ・支所区域における初動及び応急措置に関すること。 ・登、帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること。
上下水道部	総務課 営業課 工務課 上水道施設課 下水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道関係施設の被害調査及び応急措置に関すること。 ・飲料水の供給等に関すること。 ・その他上下水道全般に関すること。
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・文教関係施設の被害調査及び応急措置の統括に関すること。 ・その他教育委員会分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
	学務課	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童、生徒の避難及び救出の指導に関すること。 ・学校関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急措置に関すること。 ・市立学校施設以外の学校施設の被害情報の収集（弘前大学及び県教育庁からの情報収集を中心に行う。）に関すること。 ・避難所、救護所への市立学校施設の提供及びその管理運営への協力に関すること。 ・被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ。）の調査に関すること。 ・応急の教育に関すること。 ・教科書、学用品等の調達及び給与に関すること。 ・校具、教具の調達に関すること。
	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急の教育の指導に関すること。 ・教育委員会内の応援に関すること。
	生涯学習課 中央公民館 図書館 博物館 郷土文学館	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設等の被害調査及び応急措置に関すること。 ・社会教育関係団体等の協力要請に関すること。 ・社会教育施設等の緊急時利用への協力に関すること。 ・教育委員会内の応援に関すること。
	文化財保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 ・文化財の保護に関すること。

第2編 平素からの備えや予防

	保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の被害調査及び応急措置に関すること。 ・学校等の保健、環境衛生の応急措置に関すること。 ・幼児、児童、生徒等の健康管理に関すること。 ・学校給食施設の被害調査及び応急措置に関すること。 ・被災者に対する給食の提供に関すること。
市立病院		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等に対する医療及び助産に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急措置に関すること。 ・医療薬剤及び資材の確保に関すること。 ・入院患者の避難誘導及び給食の確保に関すること。 ・救護班の編成に関すること。
農業委員会事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部の応援に関すること。
	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係経費の経理に関すること。 ・義援金の保管に関すること。
	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部の応援に関すること。
	監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部の応援に関すること。

(2) 弘前地区消防事務組合消防本部の事務分担

- ① 市国民保護計画の作成への協力
- ② 市国民保護協議会への参加
- ③ 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部への参加
- ④ 市等の実施する訓練への協力及び参加
- ⑤ 市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施
- ⑥ 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（救助・救急を含む。）
- ⑦ 被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保す

る。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じた適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

3 市国民保護協議会条例等

(1) 弘前市国民保護協議会条例 【資料編 11-(1)】

(2) 弘前市国民保護対策本部及び弘前市緊急対処事態対策本部条例

【資料編 11-(2)】

(3) 弘前市国民保護協議会委員 【資料編 11-(3)】

【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課体制	防災安全課企画課職員が参集
②市緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の本部長の代替職員については、以下のとおりとし、副本部長及び本部員については、その代替職員を定めておく。

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市 長	副市長	企画部長 市民環境	総務部長 企画

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 など

4 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

弘前地区消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）並びに弘前消防署及び東消防署（以下「消防署」という。）は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

(3) 消防施設

消防施設の概要等 【資料編 5】

5 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、救済に係る手続は、国民保護措置の実施に伴う命令、要請等を担当する部課等が行う。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなど、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手 続 項 目	国民保護措置の内容	担当部局
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)	健康福祉部
	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)	健康福祉部
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)	健康福祉部
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)	企画部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの	健康福祉部
	(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	企画部 市民環境部
不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)		企画部
訴訟に関すること。 (法第6条、175条)		企画部

(表中、「法」は「国民保護法」をさす。)

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、弘前市文書等管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

(参考) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令 【資料編 11-(5)】

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県が行う国民保護措置と市が行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること

や、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防本部と協力し、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の青森県消防相互応援協定等の見直しを行う等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、武力攻撃事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関と協力して、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市が、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害により被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）や関連機器装置の二重化等の対策を講じ、障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 被災現場の状況を青森県総合防災情報システム（現場映像システム）等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの管理・運用体制の充実を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害により被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |
|--|--|

3 県及び市の通信

通信 【資料編 3】

第4 情報収集・提供等の体制整備

<p>市が、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備に必要な事項について、以下のとおり定める。</p>
--

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、災害時要援護者に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等の整備を図る。

また、防災行政無線のデジタル化を進める。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、最新の情報の把握に努めるとともに、市が警報の内容を伝達する対象施設を、国及び県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条の規定に基づき、避難住民及び負傷住民については様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」により、死亡住民については様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」により収集を行い、第2条に規定する様式第3号「安否情報報告書」により県に報告する。

なお、各様式の記述要領については資料編に掲載する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

（参考） 安否情報に関する省令等 【資料編 11-（6）】

第2編 平素からの備えや予防

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名		
② フリガナ		
③ 出生の年月日	年 月 日	
④ 男女の別	男	女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）		
⑥ 国籍	日本	その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報		
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷	非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況		
⑩ 現在の居所		
⑪ 連絡先その他必要情報		
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない	
備考		

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

第2編 平素からの備えや予防

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名		
② フリガナ		
③ 出生の年月日	年 月 日	
④ 男女の別	男	女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）		
⑥ 国籍	日本	その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報		
⑧ 死亡の日時、場所及び状況		
⑨ 遺体が安置されている場所		
⑩ 連絡先その他必要情報		
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない	
備考		

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

第2編 平素からの備えや予防

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時 分

市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の知事への報告に当たっては、以下に掲げる様式により行う。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）						
平成 年 月 日 時 分 弘 前 市						
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 平成 年 月 日 時 分 (2) 発生場所 弘前市大字△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）						
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要						
3 人的・物的被害状況						
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害	そ の 他
	死 者	行 方	負 傷 者		全 壊	半 壊
			不 明 者	重 傷		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)
※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。						
市町村名	年 月 日	性 別	年 齢	概 况		

(2) 担当者の育成

市は、情報収集・連絡に当たる担当者をあらかじめ定めるとともに、その担当者が、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じて育成に努める。

(3) 火災・災害等即報

火災・災害等即報要領等 【資料編 11-(7)】

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 職員の研修制度の充実

市は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、研修制度を充実するなど、人材の育成に努める。この場合において、国の職員、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等の外部の人材を講師に招くことも検討する。

また、危機管理を担当する専門職員を育成するための国の研修機関における研修課程を有効に活用する。

(2) 消防団員及び自主防災組織リーダーを対象とする研修

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修を行う。

(3) 内閣官房国民保護ポータルサイト等

① 【内閣官房国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

② 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

③ 【青森県防災消防課ホームページ】

<http://www.bousai.pref.aomori.jp/kokuminhogo/index.htm>

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会等の協力を求めるとともに、災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者による、客観的な評価を行うことに努めるほか、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町会等、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努めるとともに、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- ⑦ 本市は積雪寒冷地であることから、避難及び救援等の措置について、冬期における実動訓練又は冬期を想定した図上訓練を実施することにより、冬期における国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう努める。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関する必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【準備すべき基礎的資料】

- ① 市の地図
- ② 人口分布、世帯数、昼夜別の人ロデータ
- ③ 区域内の道路網のリスト（冬期閉鎖路線一覧を含む。）
- ④ 輸送力のリスト
- ⑤ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- ⑥ 備蓄物資、調達可能物資のリスト（冬期において必要となる資機材を含む。）
- ⑦ 生活関連等施設等のリスト
- ⑧ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ⑨ 町会等、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ⑩ 消防機関のリスト
- ⑪ 災害時要援護者の避難支援プラン

備考：弘前市国民保護計画資料編を参考

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たり、災害時要援護者の避難について、自然災害時の対応として作成する避難支援プランなどを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉関係部門を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難について、時間的余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、災害時要援護者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に備えて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【準備する基礎的資料】

- ① 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ② 備蓄物資、調達可能物資（これらには、暖房器具及び燃料を含む。）のリスト
- ③ 関係医療機関のデータベース
- ④ 救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）のデータベース
- ⑤ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ⑥ 墓地及び火葬場等のデータベース

備考：弘前市国民保護計画資料編を参考

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、住民の避難について主体的な役割を担うことから、避難住民の運送及び緊急物資の運送確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力並びに確保すべき輸送施設についてあらかじめ把握するものとする。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

① 輸送力に関する情報

- ア 保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

② 輸送施設に関する情報

- ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- イ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ウ ヘリコプター場外離着陸場（所在地、面積、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

（参考） 輸送 【資料編 6】

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

(参考) 避難施設 【資料編 2】

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参考官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(参考) 生活関連等施設 【資料編 8】

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各 号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(原発)環境生活部 (原発以外)エネルギー総合対策局、県土整備部
	2号	ガス工作物	経済産業省	商工労働部
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康福祉部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画政策部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	企画政策部
	6号	放送用無線設備	総務省	総務部
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	県土整備部
	9号	ダム	農林水産省 国土交通省	農林水産部 県土整備部
	10号	国民保護法第103条第1項の危険物質等の取扱所（以下の第28条のとおり）		
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	商工労働部
	4号	高压ガス	経済産業省	商工労働部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	環境生活部
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	環境生活部
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	総務部
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	商工労働部
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	健康福祉部 農林水産部
	11号	毒性物質	経済産業省	総務部

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市の管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応を参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

なお、本市が積雪寒冷地であることから、冬期において必要となる資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）、収容施設における暖房器具及び燃料の備蓄、調達可能量等を把握することに留意する。

（参考） 物資等の備蓄及び調達等 【資料編 4】

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、災害時要援護者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図ることも検討する。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

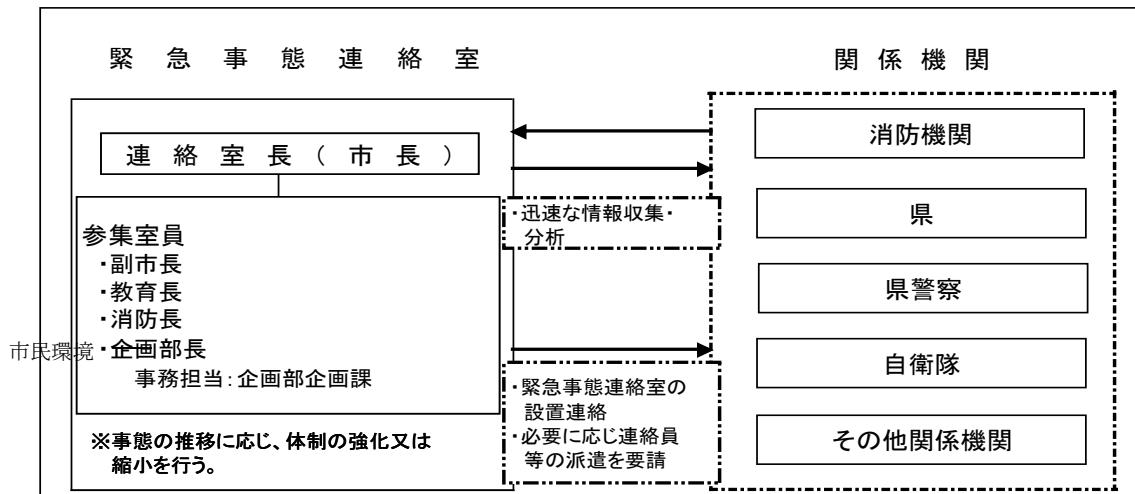
(1) 担当課体制の構築

市は、市外からの情報により、市外における多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を行うため、市民環境部防災安全課企画部企画課職員による情報収集体制を速やかに構築する。

(2) 緊急事態連絡室の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市長を室長とし、副市長、教育長、弘前地区消防事務組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）及び企画部長を室員とする。なお、事態の状況に応じて、市長が必要と認める職員も室員とする。緊急事態連絡室の事務は、企画部企画課が担当する。

【市緊急事態連絡室の構成等】



② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

③ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を企画部企画課を経由して市長及び幹部職員等に報告するものとする。

(3) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされても、市に対して、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処について、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

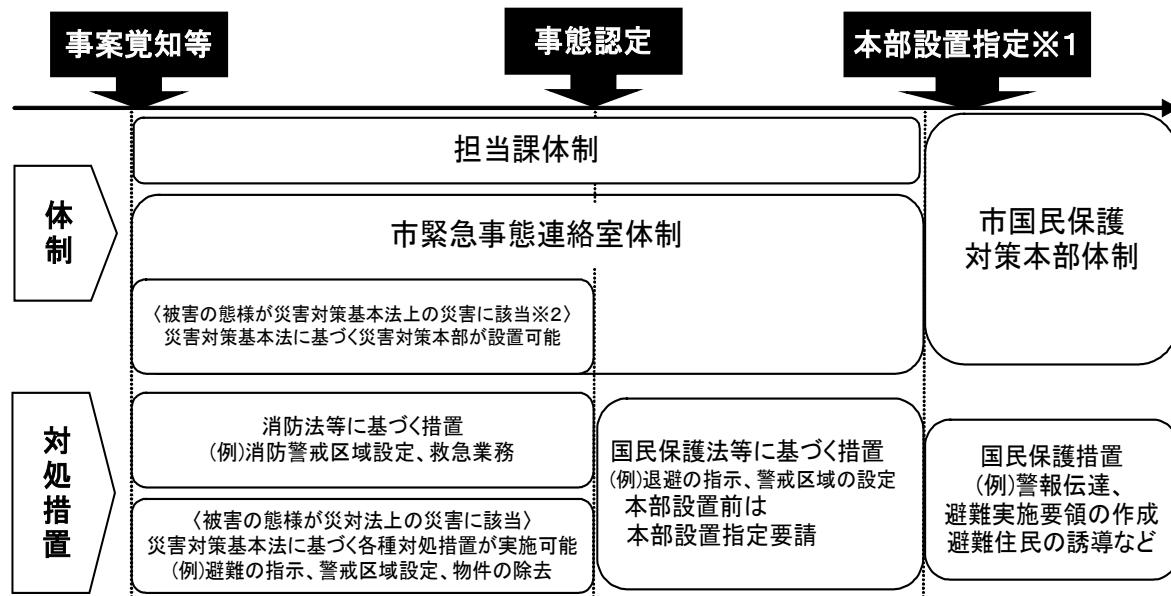
(6) 市災害対策本部を設置している場合の調整

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

なお、市災害対策本部を設置することができるのは、その被害の態様が災害対策

基本法に規定する災害に該当し、被害に係る事案の発生原因が不明の期間に限られる点に留意する必要がある。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集を行うため、担当課体制を構築し、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、国民保護法及び市条例の規定等を踏まえ、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

企画部企画課は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、避難マニュアル（国民保護計画関係）等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

企画部企画課は、市庁舎新館2階大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ以下のとおり指定する。

【予備施設の指定】

・弘前市岩木庁舎

・弘前市学習情報館

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

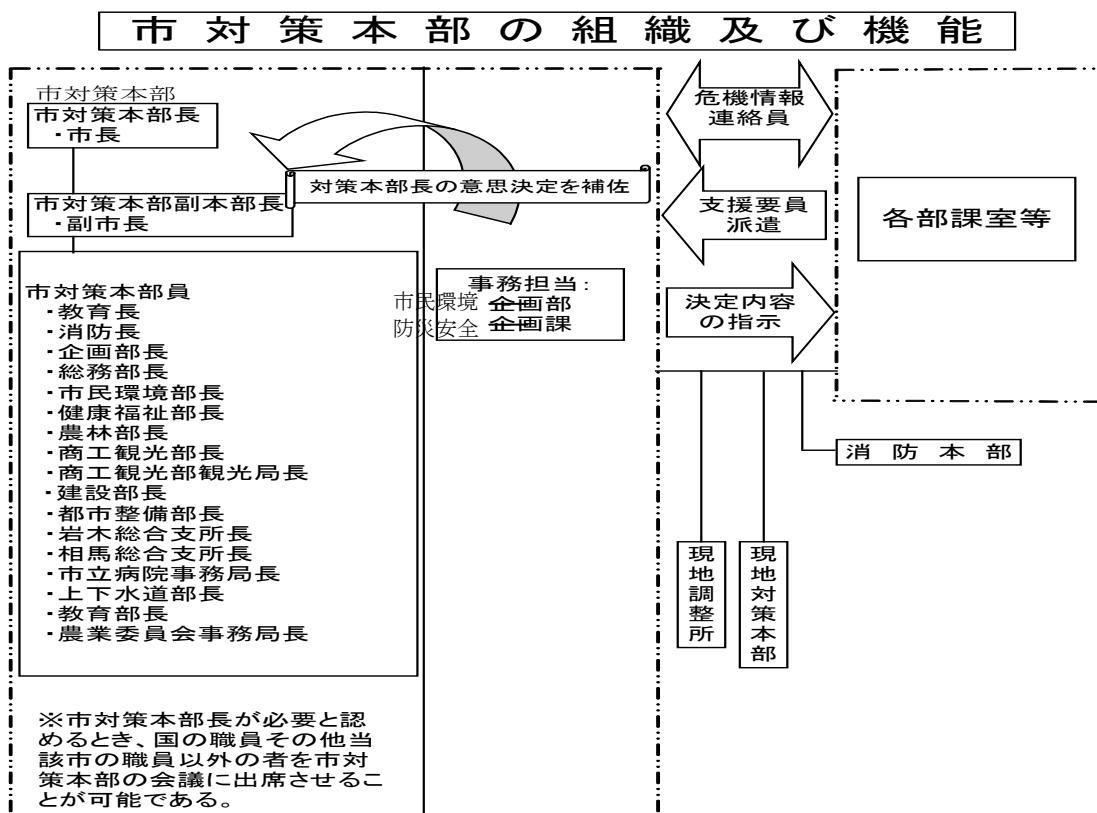
(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市に対して市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

2 市対策本部の組織構成及び機能等

(1) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は下記のとおりとする。



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において第2編第1章第1の事務分担に基づき措置を実施するものとする（市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

(2) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等

に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

(3) 市現地対策本部の設置

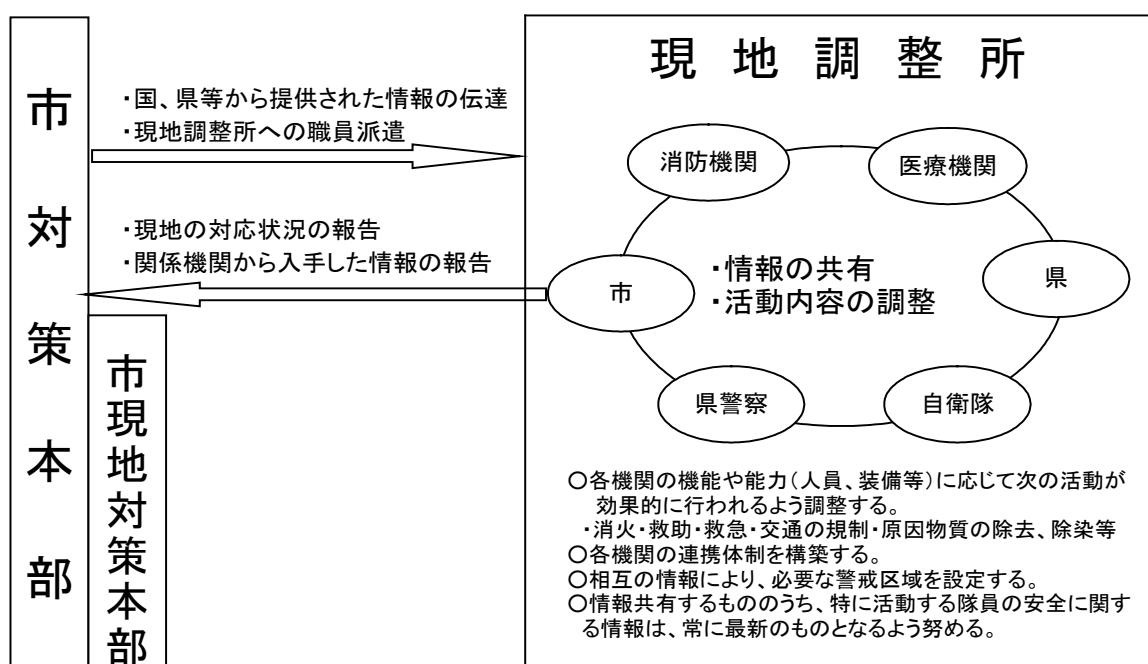
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるとときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する。

(4) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は県などの関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



参考：現地調整所の性格について

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各自の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるよう現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、む

しろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うこととなり、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報を、現場で活動する職員に共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④ 現地調整所の設置が必要と判断された場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が原則として設置することになる。しかし、他の機関が既に設置している場合には、市が新たに設置するのではなく、既存の現地調整所に市の職員を参画させることとなる。その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。

(5) 危機情報連絡員

市は、市対策本部の各部に対する命令、指示、伝達等の周知徹底を図るため、災害情報連絡員の例により、危機情報連絡員を各部に配置する。

3 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、その実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に關し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

4 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

市長は、市対策本部を廃止したときは、市議会に市対策本部を廃止した旨を連絡する。

5 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

① 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

② 市は、国・県の現地対策本部長が、必要に応じて開催する武力攻撃事態等合同対策協議会又は緊急対処事態合同対策協議会等に職員を派遣させ、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置について、相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、

通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市を担当区域とする青森地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては市を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては大湊地方総監、航空自衛隊にあっては北部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするものとする。

- ① 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- ③ 市が他の市町村に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、県の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について県の対策本部に連絡する。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託する。

- ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行方法
- イ 委託事務に要する経費の支弁方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣要請を行う。また、必要があると認めるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示し、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。
また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。
- (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

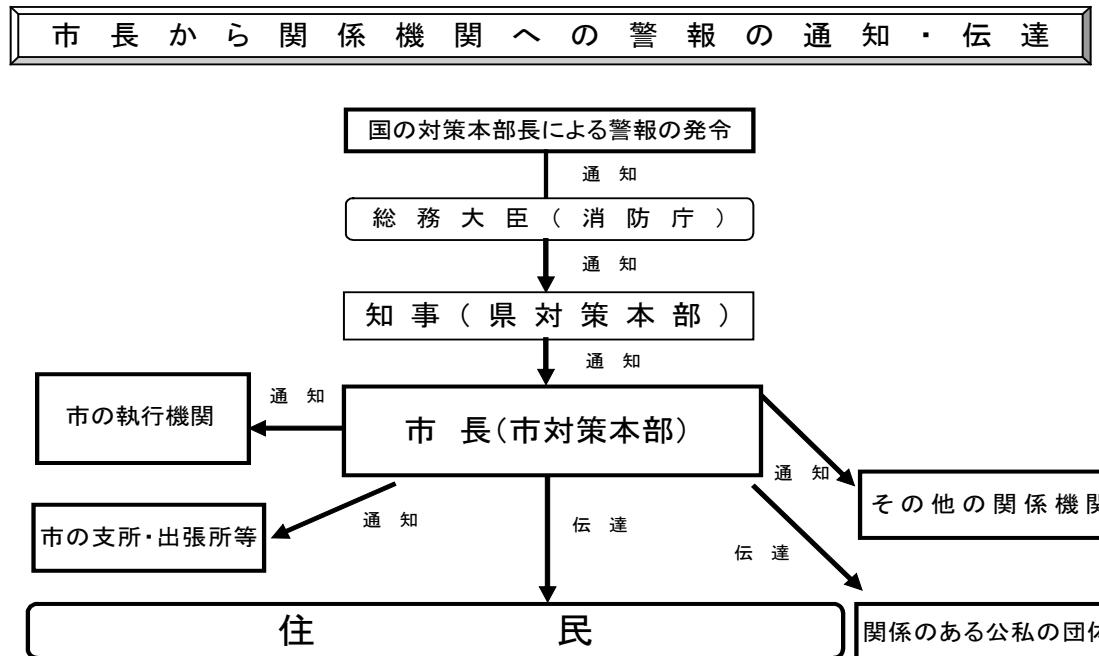
(1) 警報の内容の伝達

市長は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院など）に對し、警報の内容を通知する。
- ② 市長は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>）に警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線及び有線放送などやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町会等への協力依頼などの防災行政無線及び有線放送などによる伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、災害時要援護者に対する伝達に配慮するものとする。具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急通報の伝達及び通知

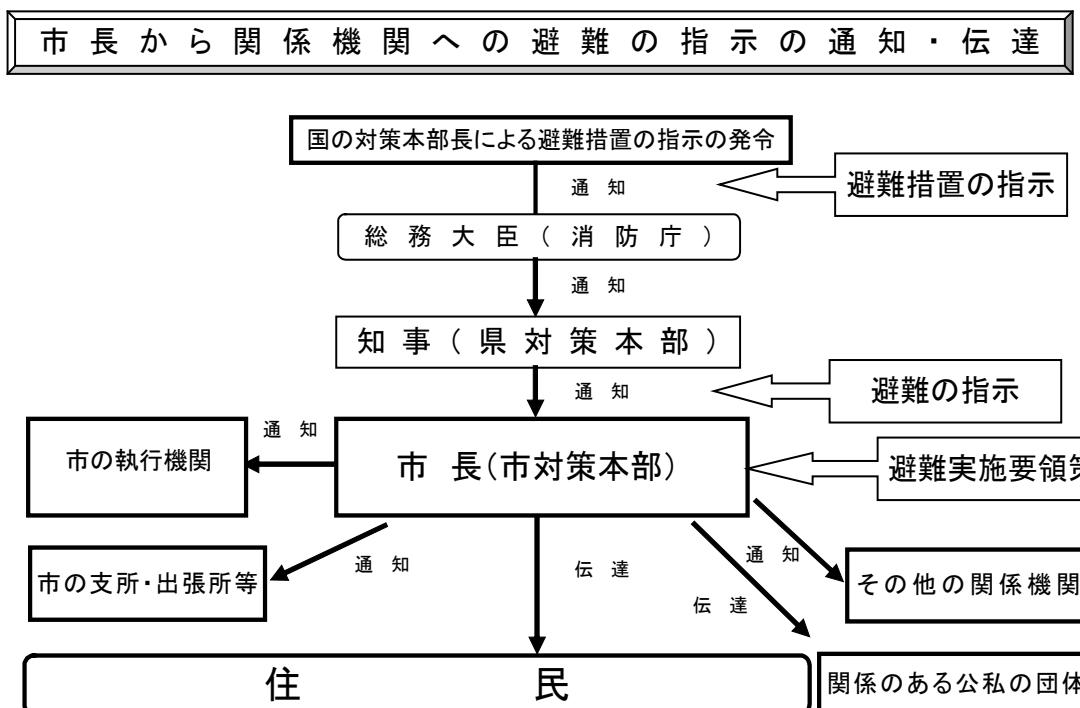
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
 - (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- ※ 避難の指示の流れについては下記のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な策定に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の項目

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
 - ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
 - ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
 - ④ 集合時間等
避難を開始する時間、集合時間や避難誘導の際の交通手段の出発時刻を可能な限り具体的に記載する。
 - ⑤ 集合に当たっての留意事項
集合後の町会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
 - ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
 - ⑦ 市職員、消防職員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
 - ⑧ 災害時要援護者への対応
高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
 - ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。
 - ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。
 - ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最小限の携行品、服装について記載する。
なお、N B C災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
 - ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急時連絡先等
問題が発生した際の緊急時連絡先を記述する。
- (3) 避難実施要領策定の際における考慮事項
避難実施要領策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
 - ② 事態の状況把握（警報の内容や被災情報の分析、特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
 - ③ 避難住民の概数把握
 - ④ 誘導手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
 - ⑤ 輸送手段が必要な場合、輸送手段の確保の調整（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
 - ⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
 - ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
 - ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
 - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）
- (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

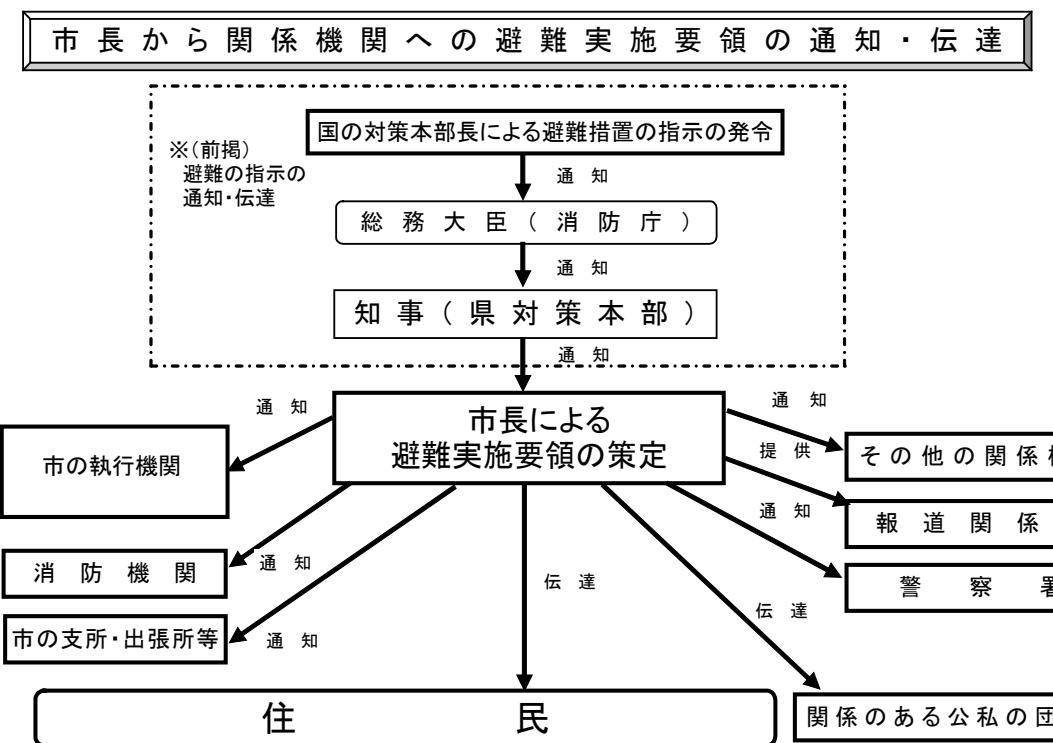
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

- (5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私 の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊青森地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。さらに、消防機関は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされていることから、市長は、弘前地区消防事務組合の管理者に対し、消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用

する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとする。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。なお、市長は、警察署長等に対して警察官等による避難住民の誘導を要請した場合は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 災害時要援護者への配慮

市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

① 市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

市は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知を図るとともに、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

市は、所有者等が行う要避難地域等において飼養され又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。

② 動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方

【資料編 11-（9）】

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

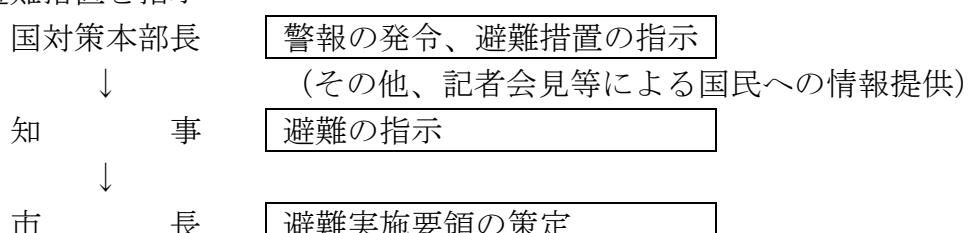
4 事態の類型等に応じた留意事項

(1) 弹道ミサイル攻撃の場合

- ① 弹道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。
- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示を受けた県からの避難の指示の内容を踏まえた避難実施要領の策定及び避難の誘導を行うものとする。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。

また、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定し、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

ア 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」さらには「一時避難場所からバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が考えられ、住民の避難が円滑に行われるよう、

避難経路等について迅速に協議を行う。

イ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

特に、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうよう周知する。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、今後、国の具体的な指示を踏まえ迅速な対応がとれるよう、所要の検討を進めていくこととする。

(4) 航空攻撃の場合

① 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置が広範囲に指示されることとなる。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

② その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえ、避難実施要領の策定及び避難住民の誘導を行う。

(5) N B C攻撃の場合

市長は、N B C攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難住民の誘導を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事からの当該避難の指示の内容を踏まえ、避難実施要領の策定及び避難住民の誘導を行うものとする。

第5章 救援

1 救援の実施等

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(参考) 主要医療機関等 【資料編 7】

火葬場 【資料編 9】

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

（参考）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 【資料編 11-（8）】

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

【参考：救援措置の内容（県国民保護計画抜粋）】

3 救援の内容

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(1) 収容施設の供与

① 避難所

- 避難住民又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容する。
- 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用するが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。
- 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容する。
- 避難所の適切な運営管理を行うものとし、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体の長に対して協力を求める。
- 避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレを早期に設置するなど避難所の生活環境を確保する。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- 冬期間においては、避難施設における暖房等の需要が増大するため、暖房器具及び燃料等の確保に努めるほか、避難所の積雪寒冷地仕様について配慮する。
- 避難所に対する物資の運搬等を円滑に行うことができるよう、道路管理者及び施設管理者と連携し、避難所周辺の除排雪について配慮する。

② 応急仮設住宅

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により住宅が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。
- 応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。
- 応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合は、国に資機材の調達について支援を求める。
- 応急仮設住宅等の建設に当たっては、積雪寒冷地仕様に配慮するととも

に、敷地内の除排雪スペースの確保に努める。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- 避難所に収容された者、武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により住宅に被害を受け避難する必要のある者に対して行う。
- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 被服、寝具及び身の回り品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - エ 光熱材料
- 救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等又は緊急対処事態においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。
- 県は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国に物資の調達について支援を求める。

(4) 医療の提供及び助産

① 医療の提供

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処理する。
- 医療の提供は、救護班において行うこととする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所において行う。
- 医療の提供は、次の範囲内において行う。
 - ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- 大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、臨時の医療施設を開設する

ともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、派遣する。

- 避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておく。

② 助産

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により助産の途を失った者に対して行う。
- 助産は、次の範囲内において行う。
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(5) 被災者の搜索及び救出

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。
- 安全の確保に十分留意しつつ、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等が行う搜索救出活動との連携を図る。

(6) 埋葬及び火葬

- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。
- 埋葬及び火葬に係る救援は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。
 - ア 棺（付属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- 県は、県警察及び海上保安部等と連携し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等を行う。
- 厚生労働省が、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めることに留意する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、通信手段を失った者に対して行う。
- 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行う。

(8) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた住宅の応急修理

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により住宅が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対して行う。
- 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行う。

(9) 学用品の給与

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、学用品を喪失し又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行う。
- 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品

(10) 死体の搜索及び処理

① 死体の搜索

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

② 死体の処理

- 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
- 次の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案

(11) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生

活に欠くことのできない場所又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

4 救援の際の物資の売渡し要請等、土地等の使用等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

(1) 物資の売渡し要請等

① 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具等）であって生産、集荷、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。

② 知事は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡しの要請に応じないときは、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。

③ 知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずる。

知事は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、県内で当該特定物資が十分に確保することができないときは、指定行政機関の長等に対して支援を要請する。

(2) 土地等の使用

① 知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用する。

② 知事は、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに土地等の使用に同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用する。

(3) 公用令書の交付

知事は、特定物資の収用、特定物資の保管命令及び土地等の使用については、それぞれ公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合等にあっては、事後に交付する。

○ 事後に交付する場合

ア 土地の使用：公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合

イ 家屋又は物資の使用：使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交

付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が不明である場合

ウ 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知した場合

（4）立入検査等

- ① 知事は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させる。
- ② 知事は、特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させる。
- ③ 立入検査を行う職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

5 医療の実施の要請等

（1）医療の実施の要請

知事は、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるとときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

（2）医療の実施の指示

知事は、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないとときは、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示する。この場合においては、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示す。

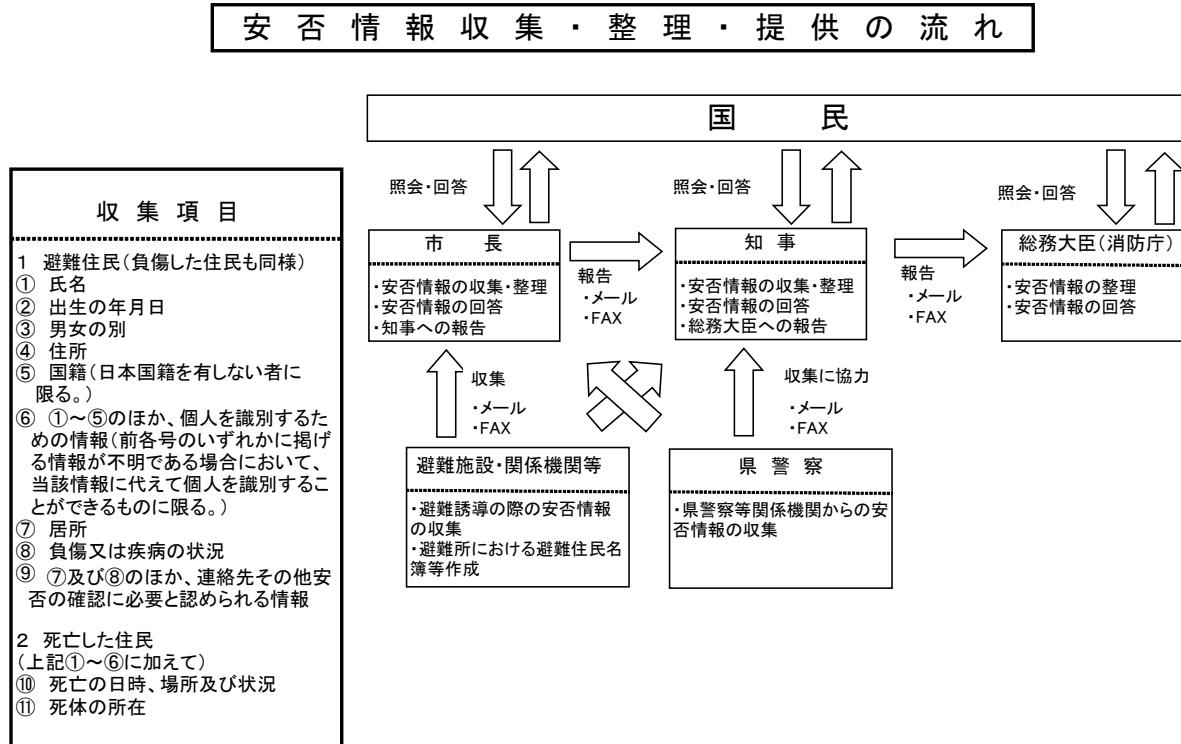
（3）医療関係者の安全確保

知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集・提供システムの利用

市長は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用する。

ただし、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により電気通信設備の機能に支障を来たした場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。

2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市長は、市の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に収容され、又は入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するとともに、これを適時に知事に報告する。この場合において、市長は避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成す

る等により安否情報の収集を円滑に行う。

また、市の他の執行機関は、その保有する安否情報を積極的に市長に提供するなど、市長が行う安否情報の収集に協力する。

(2) 安否情報収集の協力要請

市長は、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

3 県に対する報告

(1) 市長から知事への安否情報の報告は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）の送付により行うものとし、次の事項に留意する。

安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行う。

(2) 武力攻撃災害により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことなどにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及

第3編 武力攻撃事態への対処

び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるとときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
 - ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。
- (3) 個人の情報の保護への配慮
- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
 - ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 安否情報の収集及び提供に関する留意事項

安否情報に関する省令等 【資料編 11-(6)】

6 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社青森県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第3編 武力攻撃事態等への対処

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

		年 月 日	
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)			
申請者 住所(居所) 氏名			
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条 第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()		
備考			
被照会者を特定するためには 必要な事項	氏名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男女の別		
	住所		
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他()
	その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認			
※ 備考			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 ※印の欄には記入しないで下さい。

第3編 武力攻撃事態への対処

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日 付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 その用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄には元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方等

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防本部の消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示の一例】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行うとともに、直ちに、その旨を公示する。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動さ

せるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必

要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長等は、市の区域を管轄する消防機関の消防力のみでは対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、青森県消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長等は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱及び青森県緊急消防援助隊受援計画等に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長等は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関する

て必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長等から青森県消防相互応援協定等に基づく応援要請があつた場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があつた場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保する。また、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあつたときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行

うものとする。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に對し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

① 対象

消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

② 措置

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

（消防法第12条の3）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、危険物質等について命ずることができる措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処の基本

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

2 対処の具体的措置等

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留

意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止のための措置

市長又は弘前地区消防事務組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条に掲げる措置】

対象物件等	措置
1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号 死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号 建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号 場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は弘前地区消防事務組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

第3編 武力攻撃事態等への対処

(6) 要員の安全の確保

市長又は弘前地区消防事務組合の管理者は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急措置を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

(7) N B C攻撃に対応する資機材

N B C災害対応資機材 【資料編 5－(4)】

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
なお、県に対する報告に当たっては、青森県総合防災情報システムを活用する。
- (2) 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について第2編第1章第4の4に定める様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準

に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び上下水道施設等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（参考） 特殊標章等 【資料編 11-（4）】

1 特殊標章等

（1）特殊標章

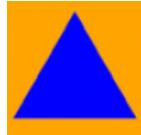
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

（2）身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

（3）識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

（表面）		
 	<small>（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）</small>	
身分証明書 IDENTITY CARD		
<small>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</small>		
<small>氏名/Name _____</small> <small>生年月日/Date of birth _____</small>		
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</small> <small>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in its capacity as</small> <small>_____</small>		
<small>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</small> <small>許可権者の署名/Signature of issuing authority</small> <small>有効期間の満了日/Date of expiry _____</small>		
<small>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</small>		
<small>印章/Stamp</small>	<small>所持者の署名/Signature of holder</small>	

（身分証明書のひな型、日本工業規格A7）

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ① 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- ② 消防団長及び消防団員
- ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ① 国民保護措置に係る職務を行う消防長の所轄の消防職員
- ② 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ① 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ② 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に關し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する施設及び設備等について速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

弘前市国民保護計画

平成19年3月作成

平成23年2月変更

発行 弘前市企画部企画課

弘前市大字上白銀町1番地1

電話 0172-35-1123

